小平・村山・大和衛生組合新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会開催要綱

(目的)

第1条 小平・村山・大和衛生組合(以下「組合」という。)が、組合の事業用地内で予定している新ごみ焼却施設の整備に関して、平成29年度に新ごみ焼却施設整備基本計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、組合周辺地域の住民、小平市、東大和市及び武蔵村山市の市民等との意見交換等を行うため、小平・村山・大和衛生組合新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(所掌事項)

第2条 将来にわたって安全、安心かつ安定した処理が可能であり、組合周辺地域の住民 に親しまれるごみ焼却施設のあり方その他の計画に関連する事項とする。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、10人以内とし、次の表の左欄に掲げる者のうちからそれぞれ 同表の右欄に掲げる人数を管理者が委嘱する。

小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会の地域 住民代表者である構成員	4名以内
3 市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会の地域委員	1名
小平市廃棄物減量等推進審議会委員 (小平市在住者に限る。)	1名
東大和市廃棄物減量等推進審議会委員(東大和市在住者に限る。)	1名
武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会委員(武蔵村山市在住者に限る。)	1 名
学識経験者	2名以内

2 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(運営)

- 第4条 懇談会に委員の互選による座長を置く。
- 2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定した者が職務を代理する。
- 3 懇談会は、管理者が招集し、座長が主宰する。
- 4 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著し く阻害されるおそれがあるときは、座長は会議を非公開とすることができる。
- 5 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に 定める。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、組合事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。